

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

個人住民税の賦課に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。情報の適切な管理を図るために外部業者と覚書を締結し、法令遵守を徹底させている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税の賦課事務とは、地方税法等の法律に従い、賦課期日(1月1日)に住所を有する個人に対し、均等割及び所得割の合計額により都道府県民税と市町村民税を課税する事務(以下を参照)のことと指す。</p> <p>【課税準備事務】 当初賦課処理に向けた準備作業を実施する。 ①住民基本台帳に記載されている内容から、賦課期日時点の現況の反映を行い、個人及び世帯状況の整理を実施する。 ②特別徴収義務事業所から給与支払報告書の提出を促すため給与支払報告書(総括表)を送付する。 ③住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に、住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】 当初賦課処理で必要となる課税資料の取りまとめを実施する。 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX電子データ) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(紙、国税連携電子データ、マイナポータル電子データ) 個人から提出された住民税申告書、確定申告書、各種書類等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX電子データ) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料により税額の計算、徴収区分等賦課内容の決定を行い、特別徴収義務事業所または本人へ通知する。 ①課税資料の併合(重複資料のチェック) 提出された課税資料について、個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、賦課通知内容として取りまとめる事務を行う。 ②当初賦課税額決定 ③納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて納税通知書を作成する。 ④住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に、特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 ②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。</p> <p>【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について、申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 ②税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。</p> <p>＜特定個人情報の利用について＞</p>

	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、個人住民税事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得</p> <p>①住民基本台帳システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住基連携) ②課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用</p> <p>①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、本人を特定する手段として、システムに登録されている個人番号を利用する。</p> <p>②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付与) 【課税資料受付事務】において、課税資料(給与支払報告書など)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。</p> <p>③帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(市民税・県民税特別徴収税額決定(変更)通知書など)に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会</p> <p>①事務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ②賦課決定事務および賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報(所得情報など)を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ③情報提供ネットワークシステムを介して事務に必要な情報(生活保護情報、他市所得情報など)を取得する。</p>
③システムの名称	宛名システム、住民税課税システム、確定申告システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 財務部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	宛名システム、住民税課税システム、確定申告システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、住民税課税システム、確定申告システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム	事前	平成29年11月1日サービス開始予定のコンビニ交付システムの追加修正
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課 課長 大野 剛	税務課 課長 藤本 靖	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和8年1月5日	I-1. ②事務の概要	②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された住民税申告書、確定申告書、各種書類等を受け付ける。	②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(紙、国税連携電子データ、マイナポータル電子データ) 個人から提出された住民税申告書、確定申告書、各種書類等を受け付ける。	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	I-1. ③システムの名称	宛名システム、住民税課税システム、確定申告システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム	宛名システム、住民税課税システム、確定申告システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、マイナポータル申請管理	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第一に規定された事務 <番号法別表第一> 上記16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、税務事務である個人住民税事務において個人番号を利用する。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月5日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、16、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> <p>項27より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)</p>	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	十分である	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-8. 人手を介在させる作業人へのミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしておいて、人へのミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	従業者に対する教育・啓発	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正